

平成26年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成26年12月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 小 高 良 則
- 11番 川 上 雄 次
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 山 口 孝 弘
- 22番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|-----------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 榎 本 隆 二 |
| 教 | 育 | 長 | 加 曾 利 佳 信 |
| 総 | 務 部 | 長 | 石 毛 勝 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成26年12月25日(木)午前10時開議

- 日程第1 発議案の上程
 発議案第10号
 提案理由の説明
 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第2号から議案第14号
 委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第3 議員派遣の件

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

おはようございます。

発議案第10号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年12月25日提出。

八街市議会議長、湯浅祐徳様。

提出者、八街市議会議員、私、鯨井眞佐子。賛成者、八街市議会議員、小高良則議員。同じく、右山正美議員。同じく、新宅雅子議員。同じく、林政男議員。同じく、古場正春議員。同じく、中田眞司議員。同じく、林修三議員。同じく。石井孝昭議員。

八街市議会委員会条例の一部を改正する条例、八街市議会委員会条例（平成4年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、文教福祉常任委員会8人、経済建設常任委員会7人を、文教福祉常任委員会7人、経済建設常任委員会6人に改める。附則、この条例は次の一般選挙から施行する。

それでは、若干補足説明させていただきます。

今回の常任委員会条例の一部改正につきましては、前回の9月定例会において、来年の9月より議員定数が22人から20人に2人削減されることに伴い、現在の常任委員会の定数、総務常任委員会7人、文教福祉常任委員会8人、経済建設常任委員会7人の定数のうち、総務常任委員会以外の2つの常任委員会定数を1人ずつ削減しようとするものです。

なお、この件につきましては、12月4日開催されました議会運営委員会において協議・決定したものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。

これから発議案第10号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

発議案第10号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

討論がなければ、これで発議案第10号の討論を終了します。

これから採決を行います。

発議案第10号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(湯浅祐徳君)

起立全員です。発議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号から議案第14号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

それでは、常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る12月19日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、市税等収納補助員の積算基礎である本市臨時職員等の最低賃金の引き上げに伴う月額報酬の引き上げ及び報酬の加算として、滞納者に対しての電話催告の項目を追加するため、改正をするものです。

審査の過程において委員から、電話をかけた確認はどのようにとるのかという質疑に対して、電話は課内の自席で行いますので、日報の報告により確認しますという答弁がありまし

た。

次に、収納補助員は何件徴収しているのかという質疑に対して、11月分でお答えしますと、1人の方は訪問件数63件、徴収金額は239万円程度、もう1人の方は訪問件数54件、徴収金額136万円程度になりますという答弁がありました。

次に、収納補助員の徴収業務内容を伺うという質疑に対して、収納補助員にお願いしている業務は、事前に地域の担当職員が徴収についての協議を重ねておりますので、主にお宅に伺い、集金する業務になります。今回の電話による催告については、細かなことは申し上げず、単純に現年分について納め忘れていたものについてお願いするものですという答弁がありました。

次に、人事院勧告等に伴って、一般職員などは給与改定がありますが、このことを考慮して提案するものかという質疑に対して、従前から、算定の基準は、千葉県の最低賃金及び本市の臨時職員等の最低賃金をあわせて算定していますので、千葉県の最低賃金が改正されるごとに改定しているものでありますという答弁がありました。

次に、収納補助員は再任を妨げないことになっていますが、どのくらい勤めているのか。また、長く勤めている場合、何か障害はないかという質疑に対して、1人の方は平成16年7月から、もう1人の方は平成19年5月からお願いしています。長くお願いしていることについては、勤務状況が非常に良好でありますので、続けてお願いしているところだという答弁がありました。

次に、電話の催告は、時間的には昼間より夜の方が通じると思うが、どのように対応するのかという質疑に対して、収納補助員の空き時間を活用していただくこととなりますので、原則として昼の時間内になります。夜間については、火曜日の夜間開庁時間に職員が行いますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、八街市市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、幼保連携型認定こども園が設置されること等に伴う市民税所得割の寄附金税額控除制度の拡充、見直しを図るため、関連する規定について所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、控除税額はどのぐらいになるのかという質疑に対して、寄附金控除額については、寄附金の金額から2千円を差し引いた金額が基準になります。寄附金控除については、所得税及び個人住民税からそれぞれ控除する形になりますが、所得税はまず累進税率ということで、所得の階層により税率が変わってきますので、例えば10パーセントで計算、あと個人住民税については比例税率ということで県民税が4パーセント、市民税が6パーセントになります。具体的に、1万円を寄附した場合は、所得税、個人住民税をあわせた控除額は1千600円。寄附金を2万円とした場合は、控除額は3千600円になります。控除の限度額は総所得金額の40パーセントになりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたの

は、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表債務負担行為補正のうち1追加、広報やちまた印刷業務、有料複写機の賃借、庁舎フロアマネジャー業務、庁舎自家用電気工作物保安管理業務、市内循環バス運行業務。2廃止、窓口用端末の賃借。第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、保育緊急確保事業補助金は、国庫支出金、県支出金にあり、安心こども基金事業費補助金は減額され、総額的に減額されている内容を伺う。また、これによる負の影響はないのかという質疑に対して、保育緊急確保事業補助金は、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るための小規模保育支援などの新制度における施設型給付、地域型保育給付に関する事業や地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等先行的に支援する制度に切りかわっています。千葉県では、安心こども基金で実施していたものを国の補助金に移行したもので、負の影響についてはありませんという答弁がありました。

次に、社会保障、税番号制度システム整備費補助金の減額による影響はないのかという質疑に対して、契約額の確定によるものですので影響はありませんという答弁がありました。

次に、公用車売り払いの内容を伺うという質疑に対して、特殊作業車2台を老朽化により廃車するもので、グレーダーが86万4千円、ペイローダーが180万3千円になります。グレーダーについては、今後借上げで対応したいと考えています。ペイローダーは、あと1台所有していますので、これを活用しますという答弁がありました。

次に、セーフティーネット支援対策等事業費補助金の減額理由を伺うという質疑に対して、当初、本体と運用支援部分の全体が補助対象となっていました。補助基準の見直しにより支援部分のみ補助になりました。ほかには、生活保護関係の書籍などの需用費関係が全額補助対象外になったことによりますという答弁がありました。

次に、原子力発電所の事故に係る損害賠償金は満額の補償なのか。また、今後はどのような状況になるのかという質疑に対して、この補正については平成25年度分の弁償金になります。現在、東電には請求してありますが、額の確定は年度ぎりぎりになると考えています。今後についても満額請求します。平成26年度以降は、薬剤処理していない焼却飛灰が年々減っていますので、8千万円から7千万円の弁償金になると思いますという答弁がありました。

次に、歳出2款では、バス運行対策費補助金の内容を伺う。また、毎年今後200万円を超すような補助が必要なのであれば、市独自に考える必要があるのではないかという質疑に対して、運行経費の約10パーセントの補助になります。この路線バスの運行赤字は973万5千656円で、走行距離に応じて八街市と山武市に割り振られています。全体では14.13キロメートルが成東八街間の運行距離で、うち八街は3キロメートルになりますので、この割合で算出されています。過去5年間の補助は、平成25年度は48万3千533円、平成24年度は都賀線と合わせて67万8千741円、平成23年度は52万3千951円、

平成22年度は都賀線を合わせて67万7千57円、平成21年度は44万2千508円になります。

今後については、この路線は成東駅八街駅間の運行になりますので、八街だけではなく山武市の方も乗車しており、山武市では睦岡小学校に通われている方が15名、八街市では実住小学校の生徒が26名利用している関係もあります。この路線バスを運行するかしないかは千葉県バス協議会の中でも協議されていくものと思われませんが、例えば、廃止になった場合については、本市のバス協議会の中の話であれば、ふれあいバスの運行経路を変えるなど、何か施策を考えなければならないと考えていますという答弁がありました。

次に、応援寄附金街づくりのお礼の品物の件数を伺う。また、今後の考えを伺うという質疑に対して、今回の補正分は90件分になります。今後は、準備中ではありますが、お茶などもお礼の品として検討しているところです。寄附していただいた方の中には、おいしかったので落花生を直接送っていただきたいというお話もありますので、1回は送料をサービスしながらPRしていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、8款では、消防自動車タイヤチェーンは何台分かという質疑に対して、14台分になります。第2表債務負担行為補正では、有料複写機の賃借では利用状況との関係で賃借料の設定はされているのかという質疑に対して、料金の設定にあたり、使用枚数が500枚までと501枚以上の単価で異なる設定をしています。年間、市民課前のコピー機で4千3枚、図書館では2千358枚となりますという答弁がありました。

次に、庁舎フロアマネジャー業務は何年になりますか。また、一部の業者に偏らない入札のあり方の検討は必要ではないかという質疑に対して、昨年度から始めましたので、現在、2年目です。一般競争入札を実施する中で受注している業者が何か問題等を起こさない限りは、入札から除外することはできませんので、現時点では、一般競争入札で正規に競争性を高めて入札を行っていくことで考えていますという答弁がありました。

次に、広報やちまた印刷業務は、平成26年分の入札の改札調書によると予定価格は59万6千円、6業者が指名されていましたが、3業者が辞退されています。辞退されるということは、この予定価格では業務ができないということ突き付けられているのではないかと考えるが、どのように分析されているのかという質疑に対して、入札にあたっては、設計額について参考見積もりを数者からとった上で金額を設定しています。平成26年についても参考見積もりで設定し、結果的に辞退があったということです。これはやむを得ないことと考えていますという答弁がありました。

次に、広報やちまたは月2回発行していますが、2回発行ですと新聞折り込み料が1回の発行に比べて費用がかかっています。市の財政が厳しい中、平成27年度も今年度と同様に行うのかという質疑に対して、広報の発行回数は平成23年度から月2回にしています。月2回の発行にしてからは、より多くの市の情報を市民の皆様に早く情報提供できますので、市民サービスの向上につながっていると考えています。しかし、2回を1回にするかについては市の財政状況もありますので、今後の市民の皆様への情報提供のあり方等を含め、総合

的な観点から検討する1つの課題と考えています。なお、27年度からは直ちに2回を1回にすることは現在考えていませんという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、公務員の給与が民間を下回っていることが明らかになり、民間準拠の原則にのっとって、これを是正するために、給料表の引き上げ改定及び勤勉手当の引き上げ改定等が勧告されましたことから、本市においても適正な給与水準を維持するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、今回の人事委員会勧告は、民間との較差で0.25パーセントを埋めるためとのことですが、具体的には幾らになるのかという質疑に対して、平均では36万6千949円の民間給与に対して、職員給与が36万5千981円ですので、968円が較差になりますという答弁がありました。

次に、4月にさかのぼっての支給になるとのことですが、支給総額は幾らになるのかという質疑に対して、全体の影響額は4千711万円になりますという答弁がありました。

次に、人事委員会勧告では、月例給の引き上げは若年層に重点を置くとのことですが、引き上げ割合はどのようになるのかという質疑に対して、平均になりますが、級ごとの率で申し上げますと、1級、0.93パーセント、1千748円、2級、0.63パーセント、1千498円、3級、0.37パーセント、1千59円、4級、0.31パーセント、1千10円、5級、0.29パーセント、989円、6級、0.18パーセント、672円、7級、0.11パーセント、456円、8級、0.1パーセント、453円の引き上げになりますという答弁がありました。

次に、来年の4月からは、給与制度の総合的な見直しをするということで、平均2.2パーセント、最高は4パーセントの引き下げになるということで、大変大きな影響を及ぼすのではないかと考えるが、実際に4月以降職員の給与はどの程度になるのかを伺うという質疑に対して、平成27年4月1日以降の給与体系については、給料表の見直しを行うということで、地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に反映した形になるように引き下げを行うということと、世代間の給与配分の適正化を図るということで、俸給カーブの見直しを行うことになっています。1・2級の初任給については引き下げを行わない。50歳代後半の職員については、官民の較差を考慮して設定することになっています。具体的にはこれからになりますので、3月議会に提案させていただきますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、石井孝昭文教福祉常任委員長の報告を求めます。

○石井孝昭君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月19日、12月24日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第4号は、八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてです。これは、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、介護保険の被保険者が可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるように、それを基本方針としているわけですが、そのためには、きめ細かな対応ができるような支援事業でなければいけないと思います。今回の条例案では1カ所だけの指定のようですが、各中学校区に1つずつ設置すべきと思うがいかがかという質疑に対して、国が推進します地域包括ケアシステムを構築するためには、地域包括支援センターの強化、充実は必要であると認識しております。しかしながら、現在市が設定している4圏域全てに地域包括支援センターを設置することは難しいものと思っておりますが、今後、強化について、既存センターの専門職の職員を増やして強化する方法、また、センターを増やして運営等を検証しながら徐々に増やしていく方法など、さまざまな方法があると思いますので、今策定中の第6期介護保険事業計画の中で検討しているところですよという答弁がありました。

次に、次期計画の中で検討していくとのことですが、ここではきちんと文言で方向を示していくべきと思うがいかがかという質疑に対して、条例の中に職員の数の基準が示されており、この基準の中に、おおむね3千人から6千人未満ごとに専門職、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に1人ずつ必要とのことで明記されていますので、高齢者人口の増に伴いながら、その辺は計画作成時に検討していきたいと思っておりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてです。

これは、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定

められている指定介護予防支援事業者の指定に関する規定、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めるものです。

審査の過程において委員から、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件、第2条についての内容を伺うという質疑に対して、指定介護予防支援事業者の指定をしてはならない場合に定めるもので、この場合、国の基準の方も個人とかではなく、社会福祉法人とか、株式会社もそうですが、法人とするということですので、市の条例においても同様に定めようとするものだという答弁がありました。

次に、第2条の暴力団員について内容を伺うという質疑に対して、国基準の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定されているものは、指定を除くことを記載したものですという答弁がありました。

次に、第3条3で、指定介護予防サービス等が特定の種類、または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないとあるが、この内容を伺うという質疑に対して、国の指定介護予防支援の事業の人員並びに運営の基準どおりですが、同じような形に一部の事業所に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないものと規定がありますので、同様に規定するものだという答弁がありました。

次に、第17条の1の、正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等とあるが、どのような状況を想定されているのかという質疑に対して、要支援状態の程度を増進させ、故意に要介護状態になったことと受けとめていますという答弁がありました。

次に、第27条5の、指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立ての内容を伺うという質疑に対して、利用者がサービスを使うときの苦情相談の窓口として、国民健康保険団体連合会がありますので、そちらへの相談等を保険者の市が援助するということだという答弁がありました。

次に、第20条の3の、研修の機会を確保とあるが、どのような研修があるのかという質疑に対して、県が主催する虐待に関する研修、認知症に関する研修などですという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目、9款教育費、第2表債務負担行為補正のうち1追加、重度心身障害者（児）医療費助成システム整備業務、保育園職員細菌検査業務、朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務、生活困窮者自立支援・被保護者就労支援業務、検診手帳等印刷業務、交通安全対策用消耗品購入、小中学校自家用電気工作物保安管理業務、小中学校用ウイルス対策ソフト購入、小中学校コンピュータ保守業務、小中学校・幼稚園消火器の賃借、中央公民館・図書館自家

用電気工作物保安管理業務、給食補助員等細菌検査業務、市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務、スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務、スポーツプラザ浄化槽維持管理業務、給食センター排水処理施設維持管理業務、給食センター自家用電気工作物保安管理業務、学校給食配送業務についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、知的障害者職親業務の減額は、2名の方が病気のために解除されたとのことですが、今後、職親になれる方は見込まれているのかという質疑に対して、現在、本市の職親登録者数は2名です。職親及び委託者はともに高齢化が進み、減少しております。また、障害福祉サービスの訓練等、給付の利用者が多い状況から、新たな職親登録は難しい状況と考えていますという答弁がありました。

次に、老人ホーム入所援護対策費はこれから増加が見込まれるとのことですが、どのくらいを伺うという質疑に対して、11月末現在8名の方が利用していますので、その方たちの当初予算との差額を計上したものですという答弁がありました。

次に、保育所運営委託事業費では、八街かいたく保育園運営委託がかなり増額ですが、実態を伺うという質疑に対して、今回の補正は、国・県の保育所運営費支弁額の保育単価が増額となったことと年間の入所人員の見込み数が増えたことによるものですが、かいたくにつきましては、当初の見込みが792人から914人ということで、年間数で122人の増員が大きな要因となっていますという答弁がありました。

次に、生活支援給付支給費を減額する理由を伺うという質疑に対して、当初、2世帯ありましたが、12月現在で1世帯になりましたので、その残を減額するものですという答弁がありました。

次に、9款では、小学校管理諸費の賃金増は用務員を増員するとのことですが、合計で何人になるのかという質疑に対して、現在、技能労務職である用務員について新たな採用をしないということで、退職された補充は全て臨時職員になります。小学校には正職員4名、臨時職員5名、中学校には正職員1名、臨時職員3名で、合計13名になります。今年の4月1日に、正職員、臨時を含めて、長い方は異動するという考えで用務員の人事異動がありましたので、異動に伴っての補正になりますという答弁がありました。

次に、給食残さい処理業務はスムーズに行われているのかという質疑に対して、概算見積もりを徴した業者は、この事業を今年の3月に始めたところです。残さいが再利用され、豚の餌に使われているのか、業務状況を確認したところ、運営がうまくいっていたので、今回、委託にしたいと考えましたという答弁がありました。

次に、第2表債務負担行為補正では、生活困窮者自立支援・被保護者就労支援業務の対象者は把握されているのかという質疑に対して、モデル事業は来年の1月から委託し、スタートするものです。数的にどのくらいになるのかは、昨年度、相談件数が300件程度あり、うち約200件が相談のみでしたので、この方たちが対象になると、さらに、ひきこもりなどがありますので、多くの方が対象になると考えていますという答弁がありました。

次に、各自家用電気工作物保安管理業務の業者は毎年同じかという質疑に対して、入札を

行っていますので、若干変わりますという答弁がありました。

次に、学校給食配送業務の契約業者や配送車両の状況を伺うという質疑に対して、配食に使用する車両は、八街市の学校給食センター専用の車両を用意していただくこととなりますので、1者との契約で、配送車は2トンのロングボディー、小学校が4台、中学校が2台で行っていますという答弁がありました。

次に、小中学校・幼稚園消火器の賃借は、購入とでは金額がどのくらい違うのかという質疑に対して、購入した方が8年間、考えれば安いと思いますが、液剤の詰めかえなど、メンテナンスを考えれば、リースが適当ではないかと考えますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に5万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億4千889万8千円とするものです。歳入は、財産収入5万3千円を増額するものです。歳出は、保険給付費1億5千330万7千円、後期高齢者支援金等1千993万1千円、諸支出金4千876万4千円を増額し、介護納付金2億892万5千円、繰上充用金1千172万8千円を減額するのが主なものです。

審査の過程において委員から、高額医療費の増は、市民の健康に対して十分な対応ができていないのではないかという質疑に対して、高額療養費は、大きな手術、大きな病気などがあるとかなり上がってしまいますので、一概に市民の療養給付を制限していることなどはありませんという答弁がありました。

次に、保険税の徴収率の状況を伺うという質疑に対して、平成25年度の収納率は84.03パーセントでした。平成26年11月末現在では25年度よりも若干上回っていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号は、平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に8千909万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を39億1千912万7千円とするものです。歳入は、支払基金交付金630万5千円、県支出金817万3千円、繰入金446万2千円、繰越金7千15万4千円を増額するものです。歳出は、総務費446万2千円、基金積立金5千488万3千円、諸支出金2千974万9千円を増額するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号は、八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の契約変更の締結についてです。

これは、工事請負契約書第25条第5項及び第6項のスライド条項に基づき、請負代金額の変更契約を締結するもので、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、人件費の上昇は、ある程度、業者は入札時の見積もりの中で見込んでいる部分もあるのではないかと思います。民間企業ですと、一度受けたものを物

値上昇分や人件費高騰により請負金額の変更などはありませんが、どのような基準によるのかを伺うという質疑に対して、公共工事標準請負契約約款の第25条の第5項、第6項に基づきまして、契約変更をしようとするものです。

第5項については、単品スライドとして、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき、第6項では、インフレスライドとして、予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション、または、デフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することができるかとされています。第5項に基づく単品スライドについては563万7千600円、第6項インフレスライドについては888万4千800円、合わせて1千452万1千680円の増額変更をしようとするものです。

次に、単価の基準について伺うという質疑に対して、積算の基本としては八街市の単価を使用しています。これにないものは、建設物価等を参考にし、さらにはないものは見積もりにより採用していますという答弁がありました。

次に、単品スライドの積算内容を伺うという質疑に対して、1パーセント以上の変更が生じたものについて、その1パーセントを超える部分を変更契約することになっています。詳細に積算したところ、型枠工事において、1パーセント以上の単価の変動がありました。変更の基準日を平成26年10月8日と定めて積算したところ、型枠工事の代金が941万6千720円、当初設計平成25年7月の単価ですと615万2千999円、この対象期間である4月1日から後期末の平成27年1月5日までの合計金額の1パーセントは779万4千791円になります。よって、1パーセントを超えているため、対象となります。1パーセントの金額を控除しますので、326万3千721円を控除して、市の算出した金額は615万2千999円となります。平山建設からの請求額は564万3千985円ということで、協議したところ、今回の変更額は563万7千600円に協議が調いましたという答弁がありました。

次に、インフレスライドの積算内容を伺うという質疑に対して、適用期間については平成26年10月8日を基準日として積算していますので、工期末の平成27年1月5日まで約3カ月弱ありますので、今回積算いたしました。総額の請負金額が税抜きで7億7千700万円、10月1日までの出来高額が前年度分も合わせて3億6千568万2千500円、残りの残金額が4億1千131万7千500円、この金額を変動後の価格に適用して積算すると4億2千365万7千250円、この差額が1千233万9千525円、ここから1パーセント控除しますので、1パーセントにあたる411万3千175円を引いて822万6千円となります。これは消費税抜きで計算しましたので、これに8パーセントを加えて、888万4千800円となりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告を申

上げました。当委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、林修三経済建設常任委員長の報告を求めます。

○林 修三君

経済建設常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る12月22日に委員会を開催し審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりではありますけれども、審査内容について、要点をまとめてご報告申し上げます。

議案第6号は、市道路線の認定についてです。

これは、道路用地として寄附を受けた道路及び榎戸駅周辺整備事業により新設する道路について、新たに市道路線として認定するものです。現地調査をし、審査を行いました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更についてです。

これは、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る日本下水道事業団との基本協定について、協定期間を平成24年度から平成27年度までの4カ年に変更するものです。

審査の過程において委員から、事前協議の段階で埋設物の図面等が提供されなかったのかという質疑に対して、当初、実施調査を行ったときは何も埋設されていないとのことでしたが、その後、北総中央用水の管の付近に鋼矢板が埋設していることがわかりました。本来は北総中央用水の図面に記載されているところですが、今回はありませんでしたという答弁がありました。

次に、工期が延伸されるのに金額の変更はないのかという質疑に対して、日本下水道事業団と請負会社、本市は日本下水道事業団と協議を行うこととなりますが、工期の延伸に対し、今のところ、金額の増減は事業者間の努力等により、ない状況ですという答弁がありました。

次に、地下埋設物の管理、運営はどこにあるのかという質疑に対して、管理、運営等は埋設物の占有者になります。埋設物に損害を負わせた場合は、原因者が責任を持って修理することになりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表債務負担行為補正の内、1追加、焼却施設

及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入、クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務、焼却施設ボイラー等保守点検整備業務、資源物収集業務、泉台調整池自家用電気工作物保安管理業務についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、八富成田斎場費の増の理由を伺うという質疑に対して、光熱水費が上がっています。また、平成4年の12月から運営されていますので、火葬炉の修繕等により増額となっていますという答弁がありました。

次に、じんかい処理施設管理業務の減額の理由を伺うという質疑に対して、入札により額が確定したことによるものですという答弁がありました。

次に、7款では、公園の照明は水銀灯とのことですが、今後、LEDに変える計画はないのかという質疑に対して、電気代が上がってきていますので、今後、計画していく方向で考えておりますという答弁がありました。

次に、第2表債務負担行為補正では、焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入が前年より安くなっている理由を伺うという質疑に対して、平成24年度以降、薬品についてはなるべく安いものとし、また、焼却量にもよりますが、薬品の量を減らせるように調整していますという答弁がありました。

次に、八街市は、放射能に関する点で、現在、影響はあるのかという質疑に対して、焼却飛灰も現在500ベクレル減っており、指定廃棄物に認定されるほどの放射線量ではないので、影響はありませんという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算から5千33万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億6千305万7千円とするものです。歳入は、繰越金1千106万6千円を増額し、国庫支出金2千500万円、繰入金920万1千円、市債2千720万円を減額するものです。歳出につきましては、下水道事業費5千33万5千円を減額するのが主なものです。

審査の過程において委員から、繰越金の増の内容を伺うという質疑に対して、平成25年度からの繰越金になります。昨年度の明許繰越を除いた執行残になりますという答弁がありました。

次に、公共下水道雨水整備事業費の減の内容を伺うという質疑に対して、大池第三雨水幹線が本来26年度で完了するところでしたが、この減額分を平成27年度に継続するものですという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、平成26年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

この補正予算は、収益的収入については、既定の予算に321万5千円を増額し、収益的収入の総額を11億3千326万2千円とするものです。収益的支出は、既定の予算から655万円を減額し、収益的支出の総額を11億2千128万6千円とするのが主なものです。資本的支出は、既定の予算に9万円を増額し、資本的支出の総額を4億145万7千円とす

るものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第2号から議案第14号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

通告時間は11時10分までをお願いいたします。

11時15分に再開します。よろしくようお願いいたします。

休憩します。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時15分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成26年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決し

ます。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成26年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

千葉県北総地区市議会正副議長会臨時会及び印旛管内市議会正副議長連絡協議会定例会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し市政を執行されますよう強く要望しまして、閉会のご挨拶をいたします。

議員の皆様方に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時25分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第10号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第2号から議案第14号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議員派遣の件

.....
発議案第10号 八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第5号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第6号 市道路線の認定について

議案第7号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について

議案第8号 平成26年度八街市一般会計補正予算について

議案第9号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第11号 平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成26年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第13号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 湯 浅 祐 徳

八街市議会議員 鈴 木 広 美

八街市議会議員 長 谷 川 健 介